

## ロシア連邦における親権・監護権法制の概要

執筆・翻訳 佐藤史人 名古屋大学法政国際教育協力研究センター

### 1 家族法の概要

#### (1) 家族法制度の歴史的沿革

19世紀末から20世紀初頭の帝政ロシアでは、家族法は、「家族の権利および義務について」と題するロシア帝国法律集成第10巻第1部において定められていた。この時期の家族法は、教会婚を採用し、正教徒と非キリスト教徒の婚姻を禁止するなど、宗教と深い関わりをもつとともに、身分の異なる夫婦の権利の調整に関する手続など、身分制社会を反映する規定をも有していた。

1917年の十月革命の後、帝政期の家族法に代わって、新たにソビエト家族法が形成された。その端緒となったのは、教会婚を廃止し、嫡出子と非嫡出子の同権などを定めた1917年12月18日の「民事婚、子および身分事項登録簿の実施に関する布告」である。1918年10月22日には、ロシアにおける家族法分野の最初の法典である「身分事項、婚姻法、家族法および後見法に関する法典」が制定され、帝政期に設けられていた婚姻に対する種々の制限が廃止されるとともに、家族生活における夫婦の同権が宣言された。1926年には第2の法典である「婚姻、家族および後見に関する法典」が制定された。家族関係のうち、主に非財産関係を単一の法典によって規制するという現在に至るロシア家族法の構成は、この時期に形成されたものである。同法典は、「家族消滅論」を背景に、事実婚主義、一方配偶者の意思のみによる離婚、父子関係の母親の届出のみによる確定などの一連のラディカルな制度を採用したが、「家族強化論」を背景とする1944年7月8日のソ連邦最高会議幹部会令によって、法律婚主義への回帰、裁判所による厳格な離婚手続の導入、婚外子の父子関係確認の禁止などの改変を被った。

1968年にソ連邦婚姻・家族基本法が制定され、同法に基づき1969年7月30日にロシアにおける第3の家族法典である「婚姻・家族法典」が制定された。この法典により、裁判手続による父子関係の確認が可能になるとともに、身分事項登録機関における協議離婚が認められるなど、1944年改正家族法の内容に修正が加えられた。この1969年法典は、それまでのイデオロギー色の強い家族法典とは異なり、基本的には西欧諸国のそれと共通の基盤に立つものであったと評されている<sup>1</sup>。このような理由から、体制転換後にロシアで新たな家族法典が起草された際には、1969年法典の主な内容がそこに継承された。こうして成立したのが、ロシアにおける4番目の家族法典として1995年12月29日に制定された現行の「ロシア連邦家族法典」である。

#### (2) 家族法の法源と構造

現代ロシアの家族法の法源としては、憲法、連邦法律、連邦構成主体の法律、その他の下位法令、ロシア連邦の批准した国際条約などがある。

ロシア連邦憲法は、第38条において、母性、児童、家族の国家による保護、子への配慮および養育に対する父母の平等の権利および義務について規定するとともに、第72条第1項において、

<sup>1</sup> 森下敏男「家族」小森田秋夫編『現代ロシア法』（東京大学出版会、2003年）234頁。

家族法を連邦と連邦構成主体の共同管轄事項としている。したがって、ロシアにおいて家族関係は、連邦法律だけでなく、連邦構成主体の法律によっても規制される。

家族法における一般法は、前述のロシア連邦家族法典である（以下、「家族法典」という。）。家族法典は、家族法に関する一般原則のほか、婚姻、離婚、夫婦の権利義務、夫婦財産制、親子の権利義務、家族構成員の扶養義務、養子縁組、後見および保佐、里親家族、外国人および無国籍者の家族関係に対する家族法の適用などについて定めている。これに対し、相続法および家族の財産関係の一部は、家族法典ではなく、民法典によって規制されている。このほか、家族法分野には、「ロシア連邦における子どもの権利の基本的保障に関する連邦法律」、「身分事項に関する連邦法律」、「後見および保佐に関する連邦法律」など種々の連邦法律が存在する。

家族法典により連邦構成主体の管轄とされた事項、および、家族法典により直接に規制されていない事項については、連邦構成主体は法律で定めることができる。例えば、家族法典第13条は、連邦構成主体に対し、婚姻適齢を16歳未満に引き下げること認めており、ロシアには特別の事情がある場合に14歳ないし15歳の者の婚姻が認められる地域が存在する。

大統領令、政府決定などの下位法令、国際条約もまた家族法の重要な法源である。「子どもの権利条約」や本稿の検討対象である「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下、「ハーグ条約」と言う。）はその一例である。

さらに事実上の法源として、連邦最高裁判所総会決定の中で定められる法令解釈の説明(разъяснение)がある。最高裁総会決定は、具体的な事件とは関わりなしに法令の解釈を一般的な形で示すものであり、下級裁判所が法令を解釈・適用するうえでの指針となる。家族法の領域でも、1998年5月27日の「子の養育に関連する紛争を解決する際の裁判所による法令の適用に関する連邦最高裁総会決定」などの一連の総会決定が存在しているが、ハーグ条約の実施に関する総会決定は今のところ存在しない。

### （3）家事紛争の処理

ロシアにおける家事紛争は、主に裁判所によって解決される。また、家族法に関する問題の一部は、行政機関によっても処理される。ここでは、裁判手続による紛争処理について概説したうえで、家事紛争に関わる裁判所以外の機関にも言及する<sup>2</sup>。

#### ア 裁判手続による紛争の処理

##### ①訴訟能力

成年者（18歳に達した者）、婚姻した未成年者、民法典27条の定めに基づき後見・保佐機関の決定により開放を宣告された者は、訴訟能力を有する（民訴<sup>3</sup>第37条）。16歳以上18歳未満の未

---

<sup>2</sup> 近年では仲裁などの裁判外紛争解決手続も注目されており、ハーグ条約に関連する事件の処理への仲裁手続の活用などについても議論がされている。詳しくは、См. Тригубович Н. В., Семина Т. А., Чернов А. В. Применение медиации при разрешении споров о детях, в том числе в рамках реализации положений Гаагской Конвенции о гражданско-правовых аспектах международного похищения детей 1980 г// Семейное и жилищное право. 2013. № 1.

<sup>3</sup> 家族法典は「家族」、民事訴訟法典は「民訴」、執行手続法は「執行」と略す。

成年者（および制限行為能力者）は、法定代理人のみが訴訟行為をするが、裁判所は未成年者を事件に参加させる義務を負う。法律に定めがある場合、16歳以上18歳未満の未成年者は自ら単独で訴訟行為をすることができる。ただし、裁判所はこの場合に法定代理人を事件に参加させることができる。16歳未満の未成年者については、法定代理人が訴訟行為をする。子の権利を代表するのは、父母、および、父母に代わる者(лица, заменяющие родителей)、すなわち、後見人・保佐人、養親、里親、国の監護施設の長などである。

## ②裁判所

ロシアには2015年3月1日現在で、3つの系統の裁判所が存在する。①憲法裁判を扱う連邦憲法裁判所<sup>4</sup>、②民事事件、刑事事件、行政事件を扱う通常裁判所(суды общей юрисдикции)、③商事事件、租税事件など一部の行政事件を扱う仲裁裁判所(арбитражные суды)である<sup>5</sup>。家事紛争については、民事訴訟法典により通常裁判所の管轄とされている（民訴第22条第1項第1号）。

通常裁判所は、治安判事、地区裁判所（市裁判所）、州級裁判所、連邦最高裁判所からなり<sup>6</sup>、第1審、控訴審、破棄審、監督審の4つの審級が存在する。

家事紛争のうち、地区裁判所（市裁判所）が第1審裁判所となるのは、①父子関係（母子関係）の紛争、②父子関係の確認、③親権の剥奪、④親権の制限、⑤養子縁組、⑥子の紛争に関するその他の事件、⑦婚姻無効確認に関する事件である<sup>7</sup>（民訴第23条）。したがって、親子関係に関する事件の第1審裁判所は、地区裁判所（市裁判所）である。

### イ 家事紛争に関わるその他の機関

家族法典第56条第1項は、子の権利を保護する主体として、父母および父母に代わる者に加えて、検察官、後見・保佐機関、裁判所をあげている。このほか、家族法典によれば、社会団体の代表、未成年者問題委員会、人権オンブズマンなども子の権利を保護する。また、家事紛争の結果（父子関係の確認、離婚など）は、身分事項登録機関において登録される。

ここで、親子関係および監護の領域で重要な役割を果たす後見・保佐機関について少し詳しく見ておきたい。後見・保佐機関(орган опеки и попечительства)は、ロシア連邦構成主体の執行権力機関であり（地方自治体の機関に後見および保佐の権限が委ねられる場合もある）、その主たる任

<sup>4</sup> 連邦構成主体には、自らの憲法（憲章）裁判所を有するところがある。

<sup>5</sup> 2014年8月の憲法改正以前は、通常裁判所の最上級審は連邦最高裁判所であり、仲裁裁判所の裁上級審は最高仲裁裁判所であった。しかし、憲法改正によって最高仲裁裁判所が廃止され、現在、民事事件および商事事件の最上級審は、いずれもロシア連邦最高裁判所幹部会である。ただし、連邦最高裁よりも下級の裁判所は統合されていない。

<sup>6</sup> 人口約1200万人（2015年1月1日現在）のモスクワ市を例にとると、438の治安判事、35の地区裁判所が置かれている。また、モスクワ市は州と同格の連邦構成主体であるため、モスクワ市裁判所が存在する。連邦最高裁判所もモスクワ市に置かれているが、2014年制定の連邦最高裁判所法22条は、連邦最高裁判所の所在地をサンクト・ペテルブルク市としており、数年以内の移転が予定されている。

<sup>7</sup> 治安判事が第1審裁判所となるのは、①子に関する紛争のない夫婦間の離婚事件、②夫婦が共同で取得した訴訟時に5万ルーブル以下の財産の分割に関する事件、③地区裁判所（市裁判所）の管轄に属する事件を除く家族法上の関係から生じるその他の事件である。

務は、後見または保佐を必要とする市民、被後見人、被保佐人の権利および法益の保護にある（後見保佐法第7条第1項）。子の監護の領域では、後見・保佐機関は、わが国の家庭裁判所調査官に相当する職務なども果たしつつ、国の代表として子の利益の保護を図り（家族第54条第3項など）、市民生活にも介入する。例えば、後見・保佐機関は、子の生命、健康に直接の脅威が生じた場合には、自らの判断で子を親権者から一時的に引離したうえで、親権の剥奪ないし親権の制限を裁判所に求めることができる。子の利益に係わる裁判に参加するのも後見・保佐機関の役割である。また、子の養育に関する問題を裁判所が決定する際に、後見・保佐機関は必要な情報について調査することができる（家族第78条）。

さらに、後見・保佐機関は、一部の家族紛争を処理する。例えば、家族法典第65条は、子の監護養育に関する問題は夫婦の相互の同意に基づいて決定されるとしつつ、夫婦間に意見の不一致が生じた場合には、父母は、この問題の解決を裁判所だけでなく、後見・保佐機関にも求めることができるとしている。

## ウ ハーグ条約の実施に関わる主体

ハーグ条約に関する紛争を処理するのは、通常裁判所である。また、ロシアにおける中央当局であるロシア連邦教育科学省(Министерство образования и науки Российской Федерации)および、裁判所の判決の執行にあたるロシア連邦執行庁(Федеральная служба судебных приставов)もハーグ条約の実施において重要な役割を果たす。

## 2 親権・監護法制

### (1) 親子関係

親子関係および親と子の権利義務は、子の出生によって生じる（家族第47条）。出生の届出は、身分事項登録機関に対し、口頭または書面によってなされる（身分事項に関する法律第15条第1項）。ロシア家族法は、出生主義を採用し、婚姻中に子が出生した場合には、夫が父であると推定される。但し、①離婚、②夫の死亡、または、③婚姻の無効確認から300日以内に子が出生した場合にも、(元)夫が子の父と推移される（家族第48条）。右の推定は、裁判手続によって争うことができる。

認知（父子関係の確認）は、原則として、父母が共同で身分事項登録機関に届出ることによって行う。母が、①死亡し、②行為無能力者として認定され、③親権を剥奪され、あるいは④その居所が知れない場合には、父は、後見・保佐機関の同意または裁判所の判決を得たうえで、単独で認知の届出を行う（身分事項に関する法律第51条）。父母は、父が重篤であったり、軍に召集されるなどの特段の事情がある場合には、共同で胎児認知の届出をすることができる（家族第48条第3項第2号）。一方配偶者（例えば父が認知を拒む場合の母や、母が認知の届出を拒む場合の父）、子の後見人、保佐人、扶養者、成人した子は、裁判所に認知の訴えを提起することができる（家族第49条）。認知に未成年の子の同意は必要とされないが、成年の子の場合には、その同意が必要とされる。認知がなされると、出生に遡って親子関係が生じる。但し、扶養料を認知前に遡って請求することはできない。

ロシアでは、2011年11月21日の「ロシア連邦における国民の健康保護の基本原則に関する連邦法律」（以下、「健康保護基本法」と言う。）第55条により、「夫婦および未婚の男女」ならびに「独身の女性」に対して、生殖補助医療の適用を受ける権利を保障している<sup>8</sup>。人工受精または胚移植の利用について書面により合意した夫婦は、当該技術を利用して子が出生した場合に父母として登録される（家族第51条第4項）。その際に、子と父母の遺伝上の繋がり有無は問題とされない。

また、健康保護基本法第55条は、代理母出産を認めている。代理母出産は、代理母が分娩した子との親子関係を持つことを望む者（以下、「依頼者」と言う。）と代理母との間で、代理母の懐胎前に締結される契約に基づいて行われる。代理母となる資格を有するのは、20歳以上35歳以下で、自らの健康な子を1人以上有し、健康状態が良好であることに関する医師の診断結果を所持し、医療措置に対する十分な情報提供に基づく自発的同意を書面で与えた女性である。依頼者が父母となるためには、契約時と分娩後の2回にわたる代理母の同意が必要とされる（家族第51条第4項）<sup>9</sup>。すなわち、代理母が分娩後に子への強い愛着を感じた場合には、代理母は、2回目の同意を与えずに、自らを母として登録することができる。但し、代理母が依頼者に同意を与え、子と依頼者の親子関係が確定した後になって、以前の同意を撤回することはできない（家族第52条第3項）。一方、代理母が子の引渡しに同意した場合、依頼者は自らを子の父母として登録する義務を負う。現在のところ、ロシアでは親（ドナー）の出自を知る権利は、明文化されていない。家族法典第54条第2項は、自らの父母について知る子の権利を規定しているものの、それが生殖補助技術を利用した場合の子の生物学上の出自の秘密とどのように関わるのかについては争いがある<sup>10</sup>。

## （2）親権・監護権

親権（родительские права）は、親の身分上、財産上の権利・義務である。家族法典は、「父母（両親）の権利義務」（права и обязанности родителей）と題する第12章において、父母の身分上の権利義務を規定している（家族第61条乃至第79条）。

家族法典の定める具体的な父母の非財産的権利義務

- ①子を養育する権利および義務（家族第63条第1項）
- ②他の者に優先して子を養育する権利（家族第63条第1項）
- ③子の健康および身体的、心理的、精神的、道徳的成長に配慮する義務（家族第63条）
- ④普通基礎教育を受けさせる義務（家族第63条第2項）

<sup>8</sup> 生殖年齢に達した成人女性の人工生殖および胚移植にアクセスする権利は、1993年7月22日の「市民の健康の保護に関するロシア連邦の立法の基礎」第35条によって以前から保障されていた。この1993年法は、2011年11月21日の健康保護基本法の制定により、2012年1月1日に失効した。

<sup>9</sup> 家族法典第51条第4項が2回の同意を要求する旨を明確にしたのが、2012年5月15日のロシア連邦憲法裁判所法決定第880号である。

<sup>10</sup> Антокольская М. В. Семейное право: Учебник. 3-е изд. М., 2013. С. 253-254, 262-263.

- ⑤普通基礎教育を受ける前に、子の意見を考慮し、教育施設および教育形態を選択する権利（家族第 63 条第 2 項）
- ⑥子の権利および利益を保護する権利および義務（家族第 64 条第 1 項）
- ⑦法律または裁判所の決定に基づくことなく子を留置する者に対し、子の返還を請求する権利（家族第 68 条第 1 項）
- ⑧子と別居している親の面会交流権（家族 66 条第 1 項）
- ⑨子と別居している親が子の教育の形態について決定し、その養育に参加する権利（家族第 66 条第 1 項）
- ⑩養育施設・教育施設から子に関する情報を得る権利（家族 66 条第 4 項）
- ⑪子と別居している親の親権の行使の手續について協定を締結する権利（家族第 66 条第 2 条）
- ⑫子の命名権（家族第 58 条）
- ⑬子の養子縁組みに同意する権利（家族第 129 条第 1 条）
- ⑭剥奪された親権を回復される権利（家族第 72 条第 1 項）

父母は、未成年の子に対して平等の権利を有し、義務を負う（家族第 61 条第 1 項）。父母は、別居している時も、離婚した後も、また、子が嫡出子か否か、任意認知か強制認知かに関わらず、親権の行使において平等であるとされる<sup>11</sup>。かかる父母の法的地位は、共同親権を認める国の父母の法的地位に相当するものであり<sup>12</sup>、ロシアでは、父母は、子と同居しているか否かにかかわらず、ハーグ条約の意味での「監護の権利」を共同で有しているとされる<sup>13</sup>。

父母は、子の養育および教育(воспитание и образование)に関するすべての問題を、父母双方の同意に基づいて決定する（家族第 65 条第 2 項）。ただし、親権は子の利益と相反して行使されえない（家族第 65 条）。

親権は、以下の 3 つの場合に終了する。①子が 18 歳（成年）に達したとき（民法典第 21 条第 1 項）、②親権解放の宣言、③成年前に婚姻したとき（家族第 61 条第 2 項）。親権の濫用、子への暴力、アルコール依存などの問題が存在する場合には（家族第 69 条）、父母は親権を喪失する（親権の剥奪）。精神疾患など親権者の責に帰すべからざる事情により父母が子を留置することが子の利益に反する場合にも（家族第 73 条）、子は親権者から引き離される（親権の制限）<sup>14</sup>。親権の剥奪および親権の制限は、裁判手續よって行われる。さらに、子の生命または健康に対する直接

<sup>11</sup> Антокольская М. В. Семейное право: Учебник. 3-е изд. М., 2013. С. 268, 270; Комментарий к Семейному Кодексу Российской Федерации / отв. ред. Егорова О.А. М., 2014. С. 148.

<sup>12</sup> Хазова О.А., Присоединение России к Гаагской конвенции о гражданско-правовых аспектах международного похищения детей и вопросы Российского семейного права// Закон. 2012. № 5. С. 182.

<sup>13</sup> Там же.なお、ロシアにはハーグ条約における「監護の権利」に直接対応する概念は存在しない。

<sup>14</sup> 2010 年に、父母が親権を剥奪された子の数が約 7 万 4500 人、親権を制限された子の数が約 7900 人であった。この点に関して、ハゾヴァは、ロシアでは、より制限的な「親権の制限」制度が十分に活用されておらず、親権の剥奪が不可避となった段階で初めて国家が介入することを批判的に指摘している。Хазова О. А., Отобрание детей: Международно-правовые аспекты// Семейное и жилищное право. 2014. № 2. С. 19.

の脅威が存在する場合には、後見・保佐機関は、子を親権者から直ちに引離す権限を与えられている（家族第 77 条）<sup>15</sup>。その際に、後見・保佐機関は、子の引離しに関する決定がなされた日から 7 日以内に、親権の剥奪または制限に関する訴えを裁判所に提起しなければならない。

### （3）別居および離婚の際の子の住所

ロシアでは、前述の通り、父母は、別居している場合にも、離婚した場合にも、ハーグ条約の意味での「監護の権利」を共同で有している。一方、子の住所については、ロシア家族法はこの問題を《子が父母と同居する権利》として規定している（家族第 54 条第 2 項）。父母が別居する場合（父母の離婚<sup>16</sup>など）には、子の住所は、父母の協議に基づいて決定される（家族第 65 条第 3 項）。協議が整わない場合には、子の住所は、子の利益のために、子の意見を考慮して裁判所が決定する。家族法典第 65 条第 3 項は、その際に裁判所が考慮すべき事項として、以下の諸点を挙げている。①父母のそれぞれ、兄弟および姉妹に対する子の親しさ、②子の年齢、③父母の道徳的性質およびその他の個人的性質（養育者としての資質、教育、身体的・心理的健康など）、④父母のそれぞれと子の間に存在する関係、⑤子に対して養育および成長のための条件を作り出す可能性（父母の職種、勤務体制および父母その他の物質的状況および家族状況）。必要な場合には、後見・保佐機関が、父母の生活条件について調査する。90 年代半ばのデータではあるが、裁判所は、90% 以上の場合に母親との同居を選択している<sup>17</sup>。

子と別居している親は、子と面会交流し、子の養育および子が教育を受けるうえでの問題決定に参加する権利を有している（家族第 66 条）。子も父母をはじめとする自らの血族と面会交流する権利を有しており、当該権利は、父母の離婚、父母の婚姻の無効確認または別居によって制限されない。父母が別居している場合、あるいは父母が異なる国に住んでいる場合には、子には父母のそれぞれと面会交流する権利が保障される（家族第 55 条）。

父母は、子と別居している親の親権の行使の手續について協定を結ぶことができる。父母の協議が整わない場合には、この問題は父母の請求に基づき、裁判所によって解決される（家族第 66 条第 2 項）。子と同居する親が右の裁判を履行しない場合には、民事訴訟法の定める責任（具体的には、違約金(штраф)の支払い)を負う（家族第 66 条第 3 項）。もっとも、現実にはそのような措

---

<sup>15</sup> 子の引離しに関する判断基準は、家族法典に規定されていない。現状では、この問題が後見保護機関の担当の調査官(инспектор)の心証により恣意的に決定されることがあるという。Там же.

<sup>16</sup> 未成年の子をもつ夫婦の離婚は、裁判手續によって行われる。夫婦が離婚に合意している場合には、裁判所は離婚の理由を問わない。夫婦が子の居所や扶養料について合意している場合、裁判所はこの合意を審査し、子の利益に反すると判断した場合には自らこの問題を解決する。一方配偶者が離婚に同意しない場合には、裁判所は婚姻関係を破綻させた理由について審理したうえで、婚姻の継続が不可能であることに疑いを持った場合には 3 ヶ月の熟慮期間を設けることができる。ただし、それでも他方配偶者の離婚の意思が変わらない場合には、婚姻が解消される（破綻主義）。なお、一方配偶者が、裁判所により不在者宣告（民法典第 42 条第 1 項）をされ、行為能力がなく、または、3 年以上の刑罰が言い渡された場合には、夫婦に未成年の子がいる場合であっても、他方配偶者は、身分事項登録機関において、一方配偶者の同意なく婚姻を解消することができる。但し、この場合にも、未成年の子に関する紛争は、裁判所によって審理される（家族第 20 条）。

<sup>17</sup> Панасюк А. Кому передать на воспитание ребенка?// Российская юстиция. 1996. № 9. С. 53-54.

置に直接の強制力は無く、統計によれば離婚した父の17%が自らの子との交流を完全に断たれている<sup>18</sup>。このような状況に対してこれまでに存在した最も強力な対抗手段は、判決が悪意により履行されない場合に、子と別居している親の訴えに基づき、裁判所は別居している親に子を引渡すよう命じることができるとする家族法典第66条第3項の規定であった。しかし、かかる判決を得るのも容易ではない。そのようななか、ハーグ条約の実施に関する2014年5月5日の執行手続法の改正にともなって、家族法典の定める子の引離しおよび引渡しならびに面会交流の権利の行使に関する執行手続が、執行手続法に規定された（執行第109条の3）。同規定の今後の運用が注目される。

---

<sup>18</sup> Антокольская М. В. Указ. соч. С. 273.